

高浜原発運転差し止め決定 動いているのは川内のみ

■動いている原発が止まった！

2016年3月9日、大津地裁（山本善彦裁判長）は画期的な決定を出した。滋賀県民が求めていた高浜原発3・4号機運転差し止めについて「運転してはならない」との決定を出したのだ。立地県以外の訴えを認めたこと、動いている原発を止めたこと、これはともに初めてのことである。関電はこれを受けて3月10日、3号機の原子炉を停止させた。4号機は2月29日、報道陣の見ていない前で警報が鳴って緊急停止してしまい止まっている。これで関西圏の原発はみんな停止した。今、日本で動いている原発は川内原発のみである。

■他の原発にも影響！ 仮処分の内容

関電は「主観的、抽象的な議論に基づいており、専門的な知見をふまえていない」などとする異議審の主張書面を大津地裁に提出した。

しかし、仮処分決定は極めて合理的に行われている。4月3日、京都で行われた緊急報告集会での井戸謙一弁護士の報告に基づいて見てみよう。

①3月9日の決定より前の2014年11月27日、山本善彦裁判長は、第一次仮処分申し立て（高浜3・4号機、大飯3・4号機運転差し止



2016年4月15日

STOP原子力★関電包囲行動

ブログ：<http://stop-kanden.seesaa.net/>

連絡先：東大阪市源氏が丘16-10 源氏が丘教会気付

め)について住民側の申請を却下している。このときの理由は、大飯高浜とも原発は止まっていたこと、そしてよもや不十分な段階で規制庁が原発にゴーサインを出すとは考えられないからというものであった。決定文には「債務者は新規規制基準の合理性について何ら説明を加えていない。住民の避難計画等の作業が進まなければ、再稼働はありえないことに照らしても、このような段階にあって、原子力規制委員会がいたずらに早急に規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考え難く…」という、ある意味、規制委員会への信頼を前提とし、また要望ともとれる文言がある。

②しかし、20日後の12月17日、高浜原発3、4号炉の審査書案が規制委員会です承された。その後、2015年1月30日に滋賀県住民によって今回の第2次仮処分申し立てが行われたのである。ここでも関電は自己の主張をするばかりで住民側との議論がかみ合わなかった。前の準備書面の焼き直しであった。そして2016年1月29日高浜原発3号機が再稼働し、2月26日高浜4号機が再稼働、2月29日に緊急停止となった。避難計画が不十分なままの再稼働で裁判所は「運転差し止め」の緊急性を判断し、差し止めを決めたのだ。規制委員会と関電の自業自得である。

■大津決定の特徴



①福島第一原発事故を踏まえた判断 — 被告は立証が不十分

被告が立証すべきこと—「原子力委員会が関西電力に設置変更許可を与えた事実」だけではなく、福島事故を踏まえ、原発の規制がどのように強化され、関西電力がその要請にどのように応えたか

②シビアアクシデント対策について—新規規制基準にも厳しい意見

・福島原発事故の原因究明は不十分であるのに、この点に意を払わないのであれば、このような姿勢が関西電力および原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規規制基準に向かう姿勢に非常に不安を覚える。

・災害が起こるたびに「想定外」と繰り返されてきたことに真摯に向き合うなら、十二分の余裕を持った基準とすることを念頭に置き、考慮すべき要素、危険性を見落としている可能性があるとの立場に立ち、対象の見落としにより過酷事故が生じても致命的な状態に陥らないようにすることができるとの思想に立って、新規基準を策定すべき。



③基準地震動について

住民側は「実際の観測記録は大きくばらついている。少なくともその最大をとるべき」と主張。関西電力は「高浜原発周辺には、平均像よりも大きくなるような地域性が存在しないから、平均像でよいと主張した。裁判所は「平均値を裏付けるに足る資料は見当たらず、関西電力の主張は採用できない」と、これを退けた。

地震の発生層は地下18 kmまでだが、関電は地下4 kmまでしか調査していない。



④大津波の恐れについて

天正大地震（1586年1月）の際の若狭の国に関する記述が、ルイスフロイスの「日本史」（※）の中にあり、「高い山にも似た大波」「引き返す時には大量の家屋と男女の人々を連れ去り、その地は泡だらけとなって、一切のものが呑み込まれてしまった」と書かれている。また、2015年5月19日に、この津波を裏付ける証拠となる可能性がある地層が、福井大学の山本博文教授によって発見されたと読売新聞が報じている。

「関西電力が行った調査結果によって、大規模な津波が発生したとは考えられないとまでいってよいか、疑問なしとしない」というのが裁判所の判断である。

※ルイスフロイス＝1563年から日本で布教活動をしたイエズス会の宣教師。1583年から日本における布教活動を日本各地を回って記録。のちに「日本史」と呼ばれる。



⑤避難計画は国家の義務

福島第一原発事故の経験に照らせば、「国家主導での具体的で可視

的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか」と国にも避難計画を視野に入れた規制基準を要求している。これは画期的なことである。

アメリカでは避難計画が地元住民に受け入れられずに、一度も運転されなかった原子力発電所が存在する（コラム枠参照）。避難計画を審査しない新規規制基準は、確立した国際基準に抵触しており、原子力基本法、原子力規制委員会設置法に違反しているのだ。

大津地裁の決定を武器に原発廃炉までがんばろう。目先の利益や便利さと引き換えに、命を被ばくさせるような社会を変えていこう。

一度も運転されなかった 原子力発電所



ショーラム原子力発電所は、アメリカ合衆国ニューヨーク州ショーラムにある原子力発電所。GE社の沸騰水型原子炉を備える。1973年から1984年にかけてロングアイランド電灯会社（LILCO）によって建設された。

1983年、サフォーク郡議会は、事故の際に安全に避難することが出来ないとし、ニューヨーク州知事マリオ・クオモはLILCOの支持を受けたいかなる避難計画も受け入れないよう命じた。1984年に原子炉が完成すると、LILCOは5%の出力で試運転を行う許可を得た。

1979年のスリーマイル島事故、1986年のチェルノブイリ事故を受け、激しい反対世論が盛り上がり、1981年には43%、1986年には74%ものロングアイランド住民がこの原子力発電所に反対した。

1989年5月19日、LILCOはショーラム原子力発電所を運転しないことを承諾し、60億ドルをかけた建設した発電所を、1ドルで州に売り渡した。1994年、発電所は閉鎖された。